

【適用ガイダンス】

用語一覧「internal audit mandate〈内部監査への負託事項〉」

**internal audit mandate〈内部監査への負託事項〉－内部監査部門の権限、役割及び責任。
これらは、取締役会、法令及び規制、又はそのいずれかによって付与されることがある。**

※ 「取締役会」について、原則的な解釈は用語一覧「board〈取締役会〉」の【適用ガイダンス】を、また各基準で用いられる場合には当該基準の【適用ガイダンス】を参照すること。

【目的】

内部監査への負託事項は、主に基準 6.1 によって規定されているものの、基準 6.2 の要求事項における例示との間に若干の相違がみられる。またこれに限らず、「グローバル内部監査基準」(GIAS) の各基準によっては、用語一覧「internal audit mandate〈内部監査への負託事項〉」の一部のみを指す場合もある。そこで、本適用ガイダンスの目的は、内部監査への負託事項の原則的な解釈を明らかにすることにある。

【ガイダンス】

負託事項の内容を用語一覧「internal audit mandate〈内部監査への負託事項〉」のとおりとし、そこで示されている権限、役割及び責任に関しては、基準 6.1 に付随する「実施に当たって考慮すべき事項」に鑑み、以下のとおり解釈する。

なお、GIAS の各基準における負託事項の解釈に当たっては、各基準の【適用ガイダンス】において明らかにする。

負託事項	補足的説明
内部監査部門の権限、役割及び責任。これらは、取締役会、法令及び規制、又はそのいずれかによって付与されることがある。	法令や規制が、内部監査への負託事項として機能する場合、法的要件を加える。
権限 – 内部監査部門の権限は、取締役会との直接の指示・報告関係によって生まれ	内部監査部門は取締役会の指示にて内部監査活動を実施し、取締役会に報告するの

<p>る。このような権限により、取締役会だけでなく、組織体全体のすべての活動（例えば、記録、人員及び物的財産）に自由かつ無制限にアクセスすることができる。</p>	<p>であるから、その指示・報告を遂行する上でのアクセス権は保証されなければならない。またそうでなければ、責任を果たすことができない（上記のアクセス権が保証されていないのであれば、責任の程度に影響が及ぶことを確認しておく必要があるかもしれない）。</p> <p>また、基準 6.2（内部監査基本規程）に明記すべきこととした負託事項に例示されている「経営管理者による内部監査部門の支援に関する取締役会の責任と期待事項」は、権限の根源に当たるものとみなすことができる。</p>
<p>役割 – 内部監査部門の主な役割は、内部監査活動を実施し、内部監査業務を提供することである。リスク・マネジメント又はコンプライアンスなど、内部監査以外の役割が内部監査部門長の責任の一部である場合もある。このような監査以外の役割については、基準 7.1（組織上の独立性）でさらに取り扱う。</p>	<p>内部監査業務とは、アシュアランス、助言、インサイト及びフォーサイトを提供する業務であって、内部監査部門を設置する目的に基づいた手段となるものである。</p>
<p>責任 – 内部監査部門の責任は、その役割を遂行するための説明責任と義務、及び主要なステークホルダーの具体的な期待事項から構成される。例えば、責任には通常、監査活動のパフォーマンス、コミュニケーション、法令、規制及び方針の遵守、「グローバル内部監査基準」への適合、並びに役割に付随するその他の活動に関する期待事項が含まれる。</p>	<p>主要なステークホルダーの具体的な期待事項に応えることは、内部監査の役割にも通じるのであって、その役割を遂行する上での責任を伴う。</p>